

# 一般貸切旅客自動車運送事業による

## 乗合旅客運送 運送約款

### 〔目次〕

第1章 総則〔第1条、第2条〕

第2章 旅客運送

第1節 運送の引受け〔第3条―第6条〕

第2節 乗車券の発売と効力〔第7条―第12条〕

第3節 運賃及び料金〔第13条―第15条〕

第4節 旅客の特殊取扱い〔第16条―第23条〕

第5節 手回品〔第26条―第27条〕

第3章 責任〔第28条―第32条〕

第4章 共通乗車〔第33条〕

## 第1章 総則

### (適用範囲)

第1条 当社の経営する一般貸切旅客自動車運送事業による乗合旅客運送に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

2 この規則は、2025年日本国際博覧会開催にかかる桜島駅シャトルバスの輸送でのみ適用されます。

3 当社で 사용할 ことができる I Cチップを搭載した電子式証票（同様の機能を有する媒体も含め、「I Cカード」という。）の取り扱い及び運賃等に関しては、I Cカード取扱規則を別に定め、この運送約款に定めがない場合又は運送約款と異なる取り扱いの場合は、この規則によります。

4 当社がこの運送約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

### (係員の指示)

第2条 旅客は、当社の運転者及び運賃代行收受受託者（2025年日本国際博覧会協会（以下、「万博協会」という。以下同じ）、及び万博協会から夢洲第1交通ターミナル及び桜島駅バスターミナルの運賃代行收受を含む管理運營業務の委託を受けた者をいう。以下同じ。）、車掌その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

## 第2章 旅客運送

### 第1節 運送の引受け

#### (運送の引受け)

第3条 当社は、次条の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合及び第5条の規定により運送の制限をする場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。

(運送の引受け及び継続の拒絶)

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

- (1) 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき
- (2) 当該運送に適する設備がないとき
- (3) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき
- (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき
- (5) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき
- (6) 旅客が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき
- (7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された刃物その他の物品を携帯しているとき
- (8) 旅客が第27条第3項又は第4項の規定により持込みを拒絶された物品を携帯しているとき
- (9) 旅客が泥酔した者又は不潔な服装をした者、監護者に伴われていない小児等であって、他の旅客の迷惑となるおそれのあるとき
- (10) 旅客が付添人を伴わない重病者であるとき
- (11) 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症(入院を必要とするものに限る。)の患者(これらの患者とみなされる者を含む。)又は新感染症の所見のある者であるとき

(運送の制限等)

第5条 当社は、天災その他やむを得ない事由による運送上の支障がある場合には、臨時に乗車券の発売の制限若しくは停止、乗車する自動車の指定、乗車区間の制限又は手回品の大きさ若しくは個数の制限をすることがあります。

2 当社は、前項の規定による制限、停止又は指定をする場合には、あらかじめ、そ

の旨を関係する鉄道駅、夢洲第1交通ターミナル、桜島駅バスターミナル、その他の事業所(以下「駅・営業所等」という。)に表示します。ただし、緊急やむを得ないとき、または運行の要請者である万博協会の決定による場合、この限りではありません。

(乗車券類の所持等)

第6条 旅客は、所定の乗車券を所持しなければ乗車できません。ただし、改札係員(運賃代行收受受託者の係員を含む。以下同じ。)の請求に応じて、所定の場所で所定の運賃及び料金を支払うときは、この限りではありません。

## 第2節 乗車券類の発売と効力

(乗車券類の発売)

第7条 当社は、国土交通大臣又は地方運輸局長へ運賃を届け出て、乗車券を関西MaaSアプリ、その他の方法において発売します。なお、桜島駅シャトルバス利用者が多い時間帯においては、事前に乗車券を購入した方のみご乗車いただけます。

(乗車券類の通用期間)

第8条 乗車券の通用期間は、券面表示のとおりとします。

2 券面に通用期間を表示しない乗車券は、第21条の規定による場合を除いて、当該輸送期間中に限り通用期間を制限しません。

(乗車券類の呈示)

第9条 旅客は、改札係員が乗車券の点検のため、乗車券類の呈示を求めたとき又は呈示された乗車券に入検しようとするときは、これを拒むことはできません。

(運送継続拒絶の場合)

第10条 乗車券を所持する旅客が、第4条各号(第5号を除く。)の規定により、運送の継続を拒絶されたときは、乗車券面に表示された通用区間の全部について運送が

終了したものとみなします。

(乗車券の無効)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する乗車券は、無効とします。

- (1) 通用期間のある乗車券で通用期間を経過したもの
- (2) 券面表示事項の不明となった乗車券類又は券面表示事項をぬり消し若しくは改変した乗車券
- (3) その他不正の手段により取得した乗車券

2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該乗車券を一時領置することがあります。この場合において、当社が旅客に悪意があると認めたときは、当該乗車券を無効とします。

- (1) 通用区間のある乗車券をその通用区間外に使用したとき
- (2) 記名のある乗車券をその記名人以外の者が使用したとき
- (3) その他乗車券を不正に使用したとき

(乗車券の引渡し及び回収)

第 12 条 旅客は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、その所持する乗車券を改札係員に引き渡し、又はその回収に応じなければなりません。

- (1) 運送が終了したとき
- (2) 第 10 条の規定により運送が終了したものとみなされたとき
- (3) 当該乗車券が無効又は不要となったとき(次号に該当する場合を除く。)
- (4) 第 21 条の規定により払戻し又は引換えが行われたとき

### 第 3 節 運賃及び料金

(運賃及び料金)

第 13 条 当社が旅客から収受する運賃及び料金は、乗車時において国土交通大臣又は  
地方運輸局長へ届け出て実施しているものによります。

(運賃及び料金の収受)

第 14 条 当社は、運賃及び料金の収受を運賃代行収受業務受託者に委託し、関西  
MaaS アプリを用いた事前決済、または桜島駅バスターミナル内改札にて収受しま  
す。

(小児の無賃運送)

第 15 条 当社は、旅客(6 歳未満の小児を除く。)が同伴する 1 歳以上 6 歳未満  
の小児については旅客 1 人につき 2 人を無賃とし、1 歳未満の小児について  
は無賃とします。

#### 第 4 節 旅客の特殊取扱い

(旅客の都合による運賃及び料金の払戻し)

第 16 条 当社は、乗車券類を所持する旅客が、その都合によって乗車を取りやめたと  
きは、旅客の請求により通用期間内の未使用の普通乗車券に限りその運賃又は料金  
の払戻しをします。

(割増運賃等)

第 17 条 当社は、旅客が次の各号のいずれかに該当するときは、その旅客から、その  
旅客が乗車した区間に対応する普通旅客運賃とその 2 倍に相当する割増運賃を申し  
受けます。この場合においては、始発の停留所から乗車したものとみなします。

(1) 改札係員が第 9 条の規定により乗車券の呈示を求めたときに有効な乗車券を呈  
示せず、かつ、改札係員の請求に応じて運賃及び料金の支払いをしなかったとき

(2) 改札係員が第 12 条の規定により乗車券の引渡しを求めた場合にこれを拒んだと

き

(3) 乗車券を不正乗車の手段として利用したとき

(4) 当社の指定する運行系統において所定の運賃を支払わないで乗車したとき

(乗車券の紛失)

第 18 条 旅客が乗車券を紛失した場合において、改札係員がその事実を認めることができないときは、その乗車区間に対応する運賃を申し受けます。

(誤講入)

第 19 条 旅客が停留所名の類似その他の事由によって、誤って乗車券を購入した場合において、改札係員がその事実を認めることができるときは、旅客の希望する乗車券と取り換えます。

(誤払い)

第 20 条 旅客が当社の指定する運行系統において誤って運賃又は料金を支払った場合において、改札係員がその事実を認めることができるときは、誤払いに係る金額を精算します。

(乗車券類の様式変更等の場合の取扱い)

第 21 条 当社は、乗車券類の様式変更その他当社の都合により既に発行した乗車券を無効とするときは、次項の規定による表示を行ったうえ、旅客の請求により、同項の期間内において乗車券の運賃額を払戻します。

2 当社及び運賃代行収受受託者は、乗車券類を無効とする日は遅滞なく購入者へ通知、及びその旨を駅・営業所等に表示します。

(運賃及び料金の変更の場合の取扱い)

第 22 条 旅客は、当社がその運賃又は料金を変更した場合において、その変更前に既に購入した乗車券類については、そのまま有効なものとして使用でき、その他の乗

車券類については、券面表示額による新旧の差額を加算した場合に限り有効なものとして使用できます。ただし、前条の規定により、その乗車券類が無効となった日以後は、この限りではありません。

(運行中止の場合の取扱い)

第 23 条 当社は、当社の自動車が運行を中止したときは、その自動車で乗車している旅客に対して、その選択に応じ、次の各号のいずれかに該当する取扱いをします。

(1) 券面表示額の払戻し

(2) その旅客の乗車停留所までの無賃送還

2 当社は、前項第 2 号の規定により無賃送還された旅客に対しては、既に収受した運賃の払戻しをします。

3 前 2 項の規定は、当社がその負担において前途の運送の継続又これに代わる手段を提供した場合においてこれを利用した旅客及び運行中止について責任のある旅客については、適用しません。

第 24 条 当社は、当社の自動車が運行を中止したため、運行中止の区間に係る乗車券を所持する旅客が乗車できなくなったときは、その請求により、次の各号に規定する取扱いをします。

(1) 運行中止の期間内において有効な未使用の乗車券を所持する旅客に対しては、既に収受した運賃払戻し又は乗車券の通用期間の延長

2 前項の規定は、当社がその負担において当該運送に代わる手段を提供した場合においてこれを利用した旅客及び運行中止について責任のある旅客については、適用しません。

(運賃の払戻し場所等)



第 25 条 当社は、本節の規定による運賃の払戻し又は乗車券の引換え、取換え、書換え若しくは再発行を桜島駅バスターミナル及び関西 MaaS アプリ内等において行います。

## 第 5 節 手回品

(無料手回品)

第 26 条 旅客は、自己の身の回り品のほか、次の各号に掲げる制限以内の手回品(旅客の携行する物品で当社が引渡しを受けないものをいう。以下同じ。)を無料で車内に持ち込むことができます。

- (1)総重量 10 キログラム
- (2)総容積 0.027 立方メートル(0.3 メートル立方)
- (3)長さ 1 メートル

(手回品の持込み制限)

第 27 条 旅客は、前条の規定にかかわらず、第 4 条第 7 号の物品を車内に持ち込むことができません。

- 2 当社は、旅客の手回品の中に前項の物品が収納されているおそれがあると認めるときは、旅客に対し手回品の内容の明示を求めることがあります。
- 3 当社は、前項の規定による求めに応じない旅客に対して、前 2 条の規定にかかわらず、その手回品の持込みを拒絶することがあります。
- 4 当社は、旅客が第 2 項の規定による求めに応じた場合においてその手回品の内容が第 1 項の物品と類似し、かつ、これと識別が困難であるときは、旅客がこれらの物品でない旨の相当の証明をしない限り、前 2 条の規定にかかわらず、その手回品の持込みを拒絶することがあります。

## 第 3 章 責任

(旅客に関する責任)

第 28 条 当社は、当社の自動車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、その損害が車内において、又は旅客の乗降中に生じた場合に限りします。

第 29 条 当社は、前条の規定によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

(手回品等に関する責任)

第 30 条 当社は、その運送に関し、旅客の手回品及び着衣、メガネ、時計その他の身の回り品について滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責に任じません。ただし、当社又は当社の係員がその滅失又はき損について過失があったときは、この限りではありません。

(異常気象時等における措置に関する責任)

第 31 条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客又は荷主が受けた損害を賠償する責に任じません。

(旅客の責任)

第 32 条 当社は、旅客の故意若しくは過失により、又は旅客が法令若しくはこの運送

約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。

## 第4章 共通乗車

### 第1節 共通乗車

(共通乗車券等)

第33条 当社の指定する運行系統を運行する自動車に乗車しようとする旅客は、当社の発行する乗車券又は他の事業者の発行する当社との共通乗車に係る乗車券（以下「共通乗車券」という。）を所持しなければなりません。ただし、改札係員の請求に応じて所定の場所で所定の運賃及び料金を支払う場合は、この限りではありません。

2 前項の自動車に乗車する旅客の所持する共通乗車券は、当社の乗車券とみなします。

3 共通乗車券を所持して第1項の自動車に乗車する旅客に対しては、当社の運送約款の規定を適用します

## 附則

この運送約款は、2025年5月30日から施行する。